平成26年6月5日

会 員 各 位

一般社団法人 全国登録教習機関協会

専務理事 西本徳生

リーフレット「労働安全衛生法に基づく免許証や技能講習修了証をお持ちの 方へ重要なお知らせ」について

このたび、厚生労働省ホームページに標記のお知らせが掲載されました。

労働安全衛生法に基づく免許証や技能講習修了証を有する者で、意識障害などの自覚症 状がある場合の対応となっていますので、ご了知下さい。

労働安全衛生法に基づく 免許証や技能講習修了証をお持ちの方へ 重要なお知らせ

移動式クレーン、ドラグ・ショベルなどの建設機械、フォークリフトなどの運転には、十分な 注意を払っていても、大きな事故につながる危険性が常にあります。

労働安全衛生法に基づく免許証や技能講習修了証をお持ちの方で、意識障害などの自覚症状が ある場合には、免許の返納や運転の自粛をご検討ください。事故を起こす前の決断が重要です。

労働安全衛生法に基づく免許証をお持ちの方へのお願い

- ・移動式クレーン運転士免許 ・クレーン・デリック運転士免許・場貨装置運転士免許
- ・発破技士免許 など

意識障害などで、自動車の運転免許の取消しや効力の停止を受けた場合

→ 免許証の返納※をお願いします

意識障害などの自覚症状がある場合

- 医師に相談の上、免許証の返納や運転の自粛を検討してください
- ※ 移動式クレーンなど、危険を伴う機械では、免許証の返納制度があります。 返納の手続きについては、都道府県労働局(労働基準部健康安全課または安全課)にお尋ねください。

労働安全衛生法に基づく技能講習修了証をお持ちの方へのお願い

- ・車両系建設機械(基礎工事用、整地・運搬・積込み用、掘削用、解体用)
- ・フォークリフト
- · 高所作業車 · 不整地運搬車
- ・床上操作式クレ

・小型移動式クレーン など

意識障害などで、自動車の運転免許の取消しや効力の停止を受けた場合

→ 運転を自粛してください

意識障害などの自覚症状がある場合

医師に相談の上、運転の自粛を検討してください

[参考] 意識障害などの症状の例(道路交通法施行規則別記様式第12の2を基に作成)

- ✓ 過去5年間に、病気(病気の治療中も含む)が原因で、または原因は明らかでないが、意識を失った ことがある。
- ✔ 過去5年間に、病気が原因で、身体の全部または一部が、一時的に思い通り動かせなくなったことが ある。
- ✓ 過去5年間に、十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んで しまったことが、週3回以上ある。
- ✓ 過去1年間に、次のようなことがあった。
 - ・飲酒を繰り返し、絶えず体内にアルコールが入っている状態を3日以上続けたことが3回以上ある。
 - ・病気の治療のため、医師から飲酒をやめるよう言われているにもかかわらず、飲酒したことが 3回以上ある。
- ✓ 病気を理由に、医師から、運転免許の取得または運転を控えるよう言われている。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署